

第 1 回 栗原地域合併協議会

日 時 平成 1 5 年 7 月 3 日 (木)
午後 2 時 0 0 分

場 所 築館町 ふるさとセンター

会 議 次 第

1 開 会

2 挨拶

3 委嘱状交付

4 報 告

- 報告第 1 号 栗原地域合併協議会規約について
- 報告第 2 号 栗原地域合併協議会小委員会規程について
- 報告第 3 号 栗原地域合併協議会幹事会規程について
- 報告第 4 号 栗原地域合併協議会専門部会規程について
- 報告第 5 号 栗原地域合併協議会分科会規程について
- 報告第 6 号 栗原地域合併協議会会議運営規程について
- 報告第 7 号 栗原地域合併協議会事務局規程について
- 報告第 8 号 栗原地域合併協議会公印規程について
- 報告第 9 号 栗原地域合併協議会財務規程について
- 報告第 1 0 号 栗原地域合併協議会傍聴規程について
- 報告第 1 1 号 栗原地域合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について

5 議 題

- 議案第 1 号 平成 1 5 年度栗原地域合併協議会事業計画について
- 議案第 2 号 平成 1 5 年度栗原地域合併協議会予算について

6 その他

7 閉 会

報告第 1 号

栗原地域合併協議会規約について

栗原地域合併協議会規約を別紙のとおり定めたので報告する。

平成 1 5 年 7 月 3 日報告

栗原地域合併協議会
会長 菅 原 郁 夫

栗原地域合併協議会規約

(合併協議会の設置)

第1条 築館町、若柳町、栗駒町、高清水町、一迫町、瀬峰町、鶯沢町、金成町、志波姫町、花山村(以下「関係町村」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号。以下「法」という。)第3条第1項の規定に基づき、合併協議会を置く。

(合併協議会の名称)

第2条 この合併協議会の名称は、栗原地域合併協議会(以下「協議会」という。)とする。

(協議会の事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 関係町村の合併に関する協議
- (2) 法第5条の規定に基づく市町村建設計画の作成
- (3) 前2号に掲げるもののほか、関係町村の合併に関し必要な事項

(協議会の事務所)

第4条 協議会の事務所は、宮城県栗原郡築館町藤木5番1号宮城県築館合同庁舎内に置く。

(組織)

第5条 協議会は、会長、副会長2名及び委員をもって組織する。

(会長及び副会長)

第6条 会長及び副会長は、関係町村の長が協議し、次条第1項の規定により委員となるべき者の中から、これを選任する。

2 会長及び副会長は、非常勤とする。

(委員)

第7条 委員は、次の者をもって充てる。

- (1) 関係町村の長
- (2) 関係町村の議会議長及び議員1名
- (3) 関係町村の長が協議して定めた学識経験を有する者22名

2 委員は、非常勤とする。

(会長及び副会長の職務)

第8条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する副会長がその職務を代理する。

(協議会の会議)

第9条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が必要に応じて招集し、会長がその議長となる。

- 2 委員の半数以上の者が会議に付議すべき事項及び招集の理由を記載した書面を会長に提出して会議の招集を請求したときは、会長はこれを招集しなければならない。
- 3 会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき事項とともに、会長があらかじめ委員に通知しなければならない。
- 4 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。
- 5 その他会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(職員等の出席)

第10条 会長は、必要に応じて関係町村の職員等を会議に出席させ、説明又は助言を求めることができる。

(小委員会)

第11条 協議会は、担当事務の一部について調査、審議等を行うため、委員をもって組織する小委員会を置くことができる。

- 2 小委員会の組織及び運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(附属機関)

第12条 協議会は、特定事項を調査するため、附属機関を置くことができる。

- 2 附属機関の組織及び運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(幹事会)

第13条 協議会に、会議に提案する必要な事項について協議又は調整するため、幹事会を置く。

- 2 幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第14条 協議会の事務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局の事務に従事する職員は、関係町村の長が協議して定めた者をもって充てる。
- 3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会の経費)

第15条 協議会に要する経費は、関係町村が協議して負担する。

(財務に関する事項)

第16条 協議会の予算の編成、現金の出納その他の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(監査)

第17条 協議会の出納の監査は、関係町村の長が協議して定めた町村の監査委員2名に委嘱して行う。

2 監査委員は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(報酬及び費用弁償)

第18条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員は、報酬及びその職務を行うために要する費用弁償を受けることができる。

2 前項に定める報酬及び費用弁償の額並びに支給方法等については、会長が別に定める。

(協議会解散の場合の措置)

第19条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(委任)

第20条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成15年7月1日から施行する。

報告第2号

栗原地域合併協議会小委員会規程について

栗原地域合併協議会小委員会規程を別紙のとおり定めたので報告する。

平成15年7月3日報告

栗原地域合併協議会
会長 菅原郁夫

栗原地域合併協議会小委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、栗原地域合併協議会規約第11条第2項の規定に基づき、栗原地域合併協議会小委員会(以下「小委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

第2条 小委員会は、協議会から付託された事務ごとに設置するものとし、会長が指名する協議会委員をもって組織する。

2 小委員会ごとに委員長及び副委員長を置く。

3 委員長及び副委員長は、当該小委員会の委員の互選によって定める。

(委員長等の職務)

第3条 委員長は、小委員会を代表し、会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 小委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長がその議長となる。

(職員等の出席)

第5条 小委員会は、必要に応じて関係町村の職員等を会議に出席させ、説明を求めることができる。

(報告)

第6条 委員長は、会議の協議経過及び結果について、会長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 小委員会の庶務は、事務局において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、小委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年7月1日から施行する。

報告第3号

栗原地域合併協議会幹事会規程について

栗原地域合併協議会幹事会規程を別紙のとおり定めたので報告する。

平成15年7月3日報告

栗原地域合併協議会
会長 菅原郁夫

栗原地域合併協議会幹事会規程

（趣旨）

第1条 この規程は、栗原地域合併協議会規約第13条第2項の規定に基づき、栗原地域合併協議会幹事会（以下「幹事会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（組織等）

第2条 幹事会は、別表に掲げる職にある者をもって組織する。

2 幹事会に幹事長及び副幹事長を置く。

3 幹事長及び副幹事長は、幹事の互選によって定める。

（幹事長等の職務）

第3条 幹事長は、幹事会を代表し、会務を総理する。

2 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第4条 幹事会は、幹事長が必要に応じて招集し、幹事長がその議長となる。

（専門部会）

第5条 幹事会に、事務事業の現況及び課題の分析等を行わせるため、専門部会を置くことができる。

2 専門部会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（職員等の出席）

第6条 幹事会は、必要に応じて関係町村の職員等を会議に出席させ、説明を求めることができる。

（報告）

第7条 幹事長は、会議の協議経過及び結果について、会長に報告しなければならない。

（庶務）

第8条 幹事会の庶務は、事務局において処理する。

（委任）

第9条 この規程に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年7月1日から施行する。

別表（第2条関係）

- ・ 関係町村の助役
- ・ 関係町村の合併事務担当課長
- ・ 栗原地域広域行政事務組合助役
- ・ 栗原地域広域行政事務組合総務課長
- ・ 栗原地方町村会事務局長
- ・ 宮城県築館地方県事務所地域振興部次長

報告第4号

栗原地域合併協議会専門部会規程について

栗原地域合併協議会専門部会規程を別紙のとおり定めたので報告する。

平成15年7月3日報告

栗原地域合併協議会
会長 菅原郁夫

栗原地域合併協議会専門部会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、栗原地域合併協議会幹事会規程第5条第2項の規定に基づき、栗原地域合併協議会専門部会(以下「専門部会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

第2条 専門部会は、別表に掲げる所管課等の長をもって組織する。

2 専門部会に部会長及び副部会長を置く。

3 部会長及び副部会長は、専門部会員の互選によって定める。

(部会長等の職務)

第3条 部会長は、専門部会を代表し、会務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 専門部会は、幹事長の要請、又は部会長が必要に応じ招集し、部会長がその議長となる。

2 専門部会は、関係する部会と合同の会議を開くことができる。

(分科会)

第5条 専門部会に、事務事業の現況及び課題の分析等を専門的に行うため、分科会を置くことができる。

2 分科会の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(職員等の出席)

第6条 専門部会は、必要に応じて関係町村の職員等を会議に出席させ、説明を求めることができる。

(報告)

第7条 部会長は、会議の協議経過及び結果について、幹事長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 専門部会の庶務は、事務局において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年7月1日から施行する。

別表（第2条関係）

専門部会名	町			村			等			名		
	築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鶯沢町	金成町	志波姫町	花山村	一部事務組合	
議会議務局部会	議会議務局	議会議務局	議会議務局	議会議務局	議会議務局	議会議務局	議会議務局	議会議務局	議会議務局	議会議務局	議会議務局	広域行政事務組合 総務課
総務部会	総務課	総務課 企画商工課	総務課	総務課	総務課 地域づくり推進課	総務課 企画課	総務課	総務課 企画商工課	総務課	総務課	総務課	広域行政事務組合 総務課
企画財政部会	企画財政課	総務課 企画商工課 建設課	総務課 企画管理課	総務課 企画課	企画財政課	総務課 企画課	総務課	総務課 企画商工課	企画振興課	総務課	総務課	広域行政事務組合 総務課 企画管理課
学校教育部会	生涯学習課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育課	教育課	教育行政課	教育課 栗原南部学校 給食センター	教育課	教育課	広域行政事務組合 視聴覚センター
社会教育部会	生涯学習課 スポーツ振興課 図書館 公民館 栗原文化会館	社会教育課	社会教育課	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課	教育課	生涯学習課	教育課	教育課	教育課	広域行政事務組合 視聴覚センター
税務部会	税務課 保険課	税務課	税務課	税務課	税務課	税務課	税務課	税務課	税務課	税務課	税務課	
会計部会	会計課	出納室	会計課	総務課	出納室	税務課	出納室	会計課	会計課	会計課	会計課	広域行政事務組合 出納室
住民部会	町民生活課 保険課	町民生活課	町民生活課	住民課 保健福祉課	町民福祉課 保健課	町民課	町民生活課	町民課 萩野支所	町民生活課	住民課	住民課	広域行政事務組合 クリーンセンター 衛生処理組合事務局
保健福祉部会	保険課 健康福祉課	保健福祉課	保健福祉課 保育所	保健福祉課	保健課 町民福祉課	保健福祉課 保育所	保健福祉課	保健福祉課	保健福祉課	保健福祉課	住民課	広域行政事務組合 はげまし学園
産業部会	産業振興課 農業委員会	企画商工課 農政課 ほ場整備推進室 農業委員会	農林課 農業委員会 商工観光課	産業課	農林課 地域づくり推進課	産業課 農業委員会	産業振興課	農政課 農業委員会 企画商工課 建設課	農業委員会 農政課	産業振興課	産業振興課	広域行政事務組合 企画管理課
建設部会	建設課	建設課	建設課	建設課	建設課	建設課	建設課	建設課	建設課	建設課	建設課	広域行政事務組合 企画管理課
上下水道部会	上下水道課	上下水道課	上下水道課	建設課	水道課	上下水道課	水道課	上下水道課	上下水道課	建設課	建設課	
病院部会	健康福祉課	国保病院	国保病院	診療所	保健課	診療所	保健福祉課	保健福祉課	保健福祉課	住民課	住民課	広域行政事務組合 警防課 医療組合 栗原中央病院

報告第5号

栗原地域合併協議会分科会規程について

栗原地域合併協議会分科会規程を別紙のとおり定めたので報告する。

平成15年7月3日報告

栗原地域合併協議会
会長 菅原郁夫

栗原地域合併協議会分科会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、栗原地域合併協議会専門部会規程第5条第2項の規定に基づき、栗原地域合併協議会分科会(以下「分科会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織等)

第2条 分科会は、別表に掲げる所管課等の課長補佐若しくは係長等をもって組織する。

2 各分科会に分科会長及び副分科会長を置く。

3 分科会長及び副分科会長は、分科会員の互選によって定める。

(分科会長等の職務)

第3条 分科会長は、分科会を代表し、会務を総理する。

2 副分科会長は、分科会長を補佐し、分科会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 分科会は、当該分科会の属する専門部会の部会長(以下「所属部会長」という。)の要請、又は分科会長が必要に応じて招集し、分科会長がその議長となる。

2 分科会は、関係する分科会と合同の会議を開くことができる。

(職員等の出席)

第5条 分科会は、必要に応じて関係町村の職員等を会議に出席させ、説明を求めることができる。

(報告)

第6条 分科会長は、会議の協議経過及び結果について、所属部会長に報告しなければならない。

(庶務)

第7条 分科会の庶務は、分科会長の属する町村において処理する。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、分科会の運営に関し必要な事項は、幹事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年7月1日から施行する。

別表（第2条関係）

専門部会名	分科会名	町 村 等 名											
		築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鶯沢町	金成町	志波姫町	花山村	一部事務組合	
議会事務局部会	議会事務局分科会	議会事務局	議会事務局	議会事務局	議会事務局	議会事務局	議会事務局	議会事務局	議会事務局	議会事務局	議会事務局	議会事務局	広域行政事務組合 総務課
総務部会	行政分科会	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課 地域づくり推進課	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課	広域行政事務組合 総務課
	人事分科会	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課	広域行政事務組合 総務課
	管財分科会	企画財政課	総務課	企画管理課	企画課	総務課	企画課	財産管理室	総務課	総務課	総務課	総務課	広域行政事務組合 総務課
	消防分科会	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課	広域行政事務組合 警防課
	広報・広聴分科会	総務課	企画商工課	企画管理課	企画課	総務課	企画課	総務課	企画商工課	企画振興課	総務課	総務課	広域行政事務組合 企画管理課
	交通・防犯分科会	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課	
企画財政部会	企画分科会	企画財政課 建設課	企画商工課 建設課	企画管理課 建設課	企画課	企画財政課 地域づくり推進課	企画課	総務課	企画商工課	企画振興課	総務課	総務課	広域行政事務組合 企画管理課
	財政分科会	企画財政課	総務課	総務課	総務課	企画財政課	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課	総務課	広域行政事務組合 総務課
	電算分科会	企画財政課	企画商工課	総務課	総務課	企画財政課	総務課	総務課	企画商工課	総務課	総務課	総務課	広域行政事務組合 総務課
学校教育部会	学校教育分科会	生涯学習課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育総務課	教育課	教育課	教育行政課	教育課 栗原南部学校 給食センター	教育課	教育課	広域行政事務組合 視聴覚センター
社会教育部会	社会教育分科会	生涯学習課 スポーツ振興課 公民館 図書館 栗原文化会館	社会教育課	社会教育課 公民館	生涯学習課	生涯学習課	社会教育課	教育課	生涯学習課	教育課	教育課	教育課	広域行政事務組合 視聴覚センター
税務部会	税務分科会	税務課	税務課	税務課	税務課	税務課	税務課	税務課	税務課	税務課	税務課	税務課	
会計部会	会計分科会	会計課	出納室	会計課	総務課	出納室	出納室	出納室	会計課	会計課	会計課	会計課	広域行政事務組合 出納室
住民部会	住民分科会	町民生活課	町民生活課	町民生活課	住民課	町民福祉課	町民課	町民生活課	町民課	町民生活課	住民課	住民課	
	国保分科会	保険課	税務課 町民生活課	町民生活課	保健福祉課	保健課	町民課	保健福祉課	町民課	町民生活課	税務課 住民課	住民課	
	環境分科会	町民生活課	町民生活課	町民生活課	保健福祉課	町民福祉課	町民課	町民生活課	町民課	町民生活課	住民課	住民課	広域行政事務組合 クリーンセンター 衛生処理組合事務局

専門部会名	分科会名	町 村 等 名										
		築館町	若柳町	栗駒町	高清水町	一迫町	瀬峰町	鶯沢町	金成町	志波姫町	花山村	一部事務組合
保健福祉部会	介護保険分科会	保 險 課	保健福祉課	保健福祉課	保健福祉課	保 健 課	保健福祉課	保健福祉課	保健福祉課	保健福祉課	住 民 課	
	保 健 分 科 会	健康福祉課	保健福祉課	保健福祉課	保健福祉課	保 健 課	保健福祉課	保健福祉課	保健福祉課	保健福祉課	住 民 課	
	福 祉 分 科 会	健康福祉課	保健福祉課	保健福祉課	保健福祉課	保 健 課 町民福祉課	保健福祉課	保健福祉課	保健福祉課	保健福祉課	住 民 課	
	保育所分科会	健康福祉課	保 育 所	保健福祉課	保 育 園	保 育 所	保健福祉課	保健福祉課	保 育 所	保 育 所	住 民 課	広域行政事務組合 はげまし学園
産 業 部 会	農業委員会分科会	農業委員会	農業委員会	農業委員会	農業委員会	農 林 課	農業委員会	産業振興課	農業委員会	農業委員会	農業委員会	
	農 林 分 科 会	産業振興課	農 政 課 ほ場整備推進室	農 林 課	産 業 課	農 林 課	産 業 課	産業振興課	農 政 課	農 政 課	産業振興課	
	農村整備分科会	産業振興課 建設課	ほ場整備推進室 建設課	農 林 課	産 業 課	農 林 課	産 業 課	産業振興課	ほ場整備推進室 建設課	農 政 課	産業振興課	
	商工観光分科会	産業振興課	企画商工課	商工観光課	産 業 課	地域づくり推進課	産 業 課	産業振興課	企画商工課	企画振興課	産業振興課	広域行政事務組合 企画管理課
建 設 部 会	建設分科会	建設課	建設課	建設課	建設課	建設課	建設課	建設課	建設課	建設課	建設課	広域行政事務組合 企画管理課
	公営住宅分科会	建設課	建設課	企画管理課	建設課	建設課	町 民 課 建設課	建設課	建設課	建設課	建設課	
上下水道部会	上水道分科会	上下水道課	上下水道課	上下水道課	建設課	水 道 課	上下水道課	水 道 課	上下水道課	上下水道課	建設課	
	下水道分科会	上下水道課	上下水道課	上下水道課	建設課	水 道 課	上下水道課	水 道 課	上下水道課	上下水道課	建設課	
病 院 部 会	病院分科会	健康福祉課	国保病院	国保病院	診 療 所	保 健 課	診 療 所	保健福祉課	保健福祉課	保健福祉課	国保診療所	広域行政事務組合 警 防 課 医 療 組 合 栗原中央病院

報告第6号

栗原地域合併協議会会議運営規程について

栗原地域合併協議会会議運営規程を別紙のとおり定めたので報告する。

平成15年7月3日報告

栗原地域合併協議会
会長 菅原郁夫

栗原地域合併協議会会議運営規程

（趣旨）

第1条 この規程は、栗原地域合併協議会規約第9条第5項の規定に基づき、栗原地域合併協議会の会議（以下「会議」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（基本方針）

第2条 会議の運営に際しては、公平・公正な協議の推進に努めなければならない。

（議長等の責務）

第3条 議長は、迅速かつ効率的な会議運営に努めなければならない。

2 出席者は、会議に積極的に参画するとともに、円滑な議事運営に努めなければならない。

（会議の開催）

第4条 会議の開催は、計画的に行うものとする。

（会議の開閉等）

第5条 会議の開会及び閉会は、議長が宣告するものとする。

2 出席者は、議長の許可を得た後、発言するものとする。

（会議の進行）

第6条 会議の議事は、全会一致をもって進めることを原則とする。ただし、意見が分かれた場合は、出席者の3分の2以上の賛同をもって決するものとする。

（会議の公開）

第7条 会議は、公開とする。ただし、出席者の半数以上の賛同があるときは、公開しないことができるものとする。

（傍聴）

第8条 会議は、議長の許可を得た者が傍聴することができる。

2 議長は、必要があると認められるときは、傍聴人の退場を命ずることができる。

3 その他会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（会議録）

第9条 議長は、事務局長をして次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

（1）開催した日時及び場所

（2）出席者の氏名

（3）議題及び会議の要旨

（4）その他議長が必要と認めた事項

2 会議録は、議長が協議会の会議において指名する2名の委員が署名するものとする。

(会議録等の公開)

第10条 会議録及び会議に提出された文書は、原則公開とする。

2 閲覧に供する会議録等は、原則として当該文書の写しとする。

3 前項の規定にかかわらず、個人に関する事項、会議の公正な運営に著しい支障を及ぼすおそれがある事項、その他の閲覧に供することが適当でないと認められる事項を記載した会議録等の全部又は一部については、閲覧に供しないことができるものとする。

4 閲覧の請求は、会議録等閲覧申出書(別記様式)に必要事項を記載して提出することにより行うものとする。

5 閲覧に供する場所は、協議会の事務局の所定の場所とし、その時間は、事務局の執務時間内とする。

6 閲覧請求者は、1枚当たり10円の実費を負担して会議録等の写しの作成を求めることができる。

(規律)

第11条 何人も、会議中はみだりに発言し、騒ぎ、その他議事の妨害となる言動をしてはならない。

2 会議場において、資料、新聞紙、文書等を配布するときは、議長の許可を得なければならない。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年7月1日から施行する。

会 議 録 等 閲 覧 申 出 書

平成 年 月 日

栗原地域合併協議会
会 長

殿

申出者 住 所

氏 名

電話番号

法人その他の団体にあつては、事務所又は
事業所の所在地、名所及び代表者の氏名

栗原地域合併協議会会議録等の閲覧をしたいので、下記のとおり申し出します。

記

1 閲覧希望日時 平成 年 月 日 ()
午前・午後 時 分 ~ 時 分

2 閲覧希望文書 (1) 会議の名称

(2) 文書の種類

会議録

会議に提出された文書

3 閲覧の目的

協議会の審議状況を把握するため
協議会の審議状況を広報するため
合併についての論議資料とするため
その他

()

(該当する所をチェックしてください。)

報告第7号

栗原地域合併協議会事務局規程について

栗原地域合併協議会事務局規程を別紙のとおり定めたので報告する。

平成15年7月3日報告

栗原地域合併協議会
会長 菅原郁夫

栗原地域合併協議会事務局規程

(趣旨)

第1条 この規程は、栗原地域合併協議会規約第14条第3項の規定に基づき、栗原地域合併協議会事務局(以下「事務局」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会の会議に関すること
- (2) 協議会の協議資料の作成に関すること
- (3) 協議会、小委員会、附属機関、幹事会及び専門部会の庶務に関すること
- (4) その他協議会の運営に関し必要な事項に関すること

(組織及び分掌事務)

第3条 前条各号に掲げる事務を処理するため、事務局に総務第1班、総務第2班、計画第1班、計画第2班、調整第1班及び調整第2班を置く。

2 各班の分掌事務は、別表のとおりとする。

(職員等)

第4条 事務局に事務局長、事務局次長、班長その他必要な職員を置き、会長がこれを任命する。

(職員の職務)

第5条 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を統括する。

2 事務局次長は、上司の命を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 事務局内の連絡及び調整
- (2) 事務局長の職務の補佐
- (3) 事務局長に事故があるとき又は欠けたときの職務の代理

3 班長は、上司の命を受け、次に掲げる職務を行う。

- (1) 分掌する班の事務の総括管理
- (2) 各班相互の連絡及び調整

4 その他の職員は、上司の命を受け、事務局の事務に従事する。

(会長の決裁事項)

第6条 会長が決裁する事項は、次のとおりとする。

- (1) 協議会の運営に関する基本方針の決定
- (2) 協議会に提案する議案の決定
- (3) 協議会の予算(案)及び決算(案)
- (4) 規程の制定及び改廃
- (5) その他事務局長が特に重要であると認める事項

(専決事項)

第7条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。

- (1) 物品の購入等の契約の締結に関する事
- (2) 物品及び現金の出納に関する事
- (3) 職員の休暇及び時間外勤務命令並びに出張命令に関する事
- (4) その他軽易な事項に関する事

(代決)

第8条 会長が不在のときは、あらかじめ会長の指名する副会長が代決することができる。

- 2 会長、副会長がともに不在のときは、事務局長が代決することができる。
- 3 事務局長が不在のときは、事務局長があらかじめ指名した事務局次長が代決することができる。

(文書の取扱い)

第9条 協議会における文書の收受、配布、処理、保存その他文書の取扱いに関し必要な事項は会長の属する町村の文書取扱規程及び公用文に関する規程を準用する。ただし、公用文の記号については「栗合協」とする。

(職員の服務)

第10条 職員の服務及び勤務時間その他の勤務条件については、会長の属する町村の例による。

(職員の給与等)

第11条 職員の給与等については、それぞれの職員が属する町村又は県で支給する。ただし、県からの派遣職員についての時間外勤務手当及び休日勤務手当については、協議会が支給する。

- 2 臨時職員の給与等は、会長の属する町村の例により、協議会が支給する。
- 3 事務局の職員の旅費については、会長の属する町村の例により、協議会が支給する。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、事務局の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年7月1日から施行する。

別表（第3条関係）

班 名	分 掌 事 務
総務第1班	<ol style="list-style-type: none"> 1 合併の諸手続きに関する事 2 協議会及び幹事会の運営に関する事 3 市制施行協議に関する事 4 国及び宮城県との連絡調整に関する事 5 予算及び決算に関する事 6 協議会の庶務会計に関する事 7 合併協定書案の取りまとめに関する事
総務第2班	<ol style="list-style-type: none"> 1 協議会及び幹事会の運営に関する事 2 小委員会の運営に関する事 3 協議会の広報に関する事 4 その他、他の班に属さない事
計画第1班	<ol style="list-style-type: none"> 1 新市建設計画の策定に関する事 2 住民説明会に関する事 3 国及び宮城県との連絡調整に関する事 4 電算システムの統合に関する事 5 附属機関等の運営に関する事 6 企画財政専門部会に関する事
計画第2班	<ol style="list-style-type: none"> 1 新市建設計画の策定に関する事 2 新市財政計画の策定に関する事 3 新市の予算編成に関する事 4 合併特例債事業に関する事 5 企画財政専門部会に関する事
調整第1班	<ol style="list-style-type: none"> 1 小委員会の運営に関する事 2 専門部会の運営に関する事 3 分科会の調整に関する事 4 事務事業現況調査（総括）及び関係町村間の調整に関する事 5 事務事業調整表の作成に関する事 6 例規原案の作成に関する事 7 合併協定項目調整案の取りまとめに関する事
調整第2班	<ol style="list-style-type: none"> 1 小委員会の運営に関する事 2 専門部会の運営に関する事 3 分科会の調整に関する事 4 事務事業現況調査（総括）及び関係町村間の調整に関する事 5 事務事業調整表の作成に関する事 6 例規原案の作成に関する事 7 合併協定項目調整案の取りまとめに関する事

報告第 8 号

栗原地域合併協議会公印規程について

栗原地域合併協議会公印規程を別紙のとおり定めたので報告する。

平成 1 5 年 7 月 3 日報告

栗原地域合併協議会
会長 菅 原 郁 夫

栗原地域合併協議会公印規程

(趣旨)

第1条 この規程は、栗原地域合併協議会における公印の管理及び使用等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公印の種類等)

第2条 公印の種類、ひな形、書体及び寸法は、別表のとおりとする。

(公印の保管)

第3条 公印の保管は、事務局長（以下「保管者」という。）が行う。

- 2 公印は、常に厳正に保管しなければならない。
- 3 公印は、保管者の承認を受けた場合のほか、所定の保管場所以外に持ち出してはならない。
- 4 公印の保管者は、公印台帳（別記様式）を備え、公印名、用途、印影その他必要な事項を記載しなければならない。

(公印の新調及び改刻等)

第4条 公印の保管者は、公印を新調し、改刻し又は廃棄しようとするときは、会長の承認を受けなければならない。

- 2 公印の保管者は、公印の盗難、紛失、偽造等の事故があったときは、直ちにその旨を会長に報告しなければならない。

(公印の使用)

第5条 公印を使用するときは、公印の管理者に決裁文書を掲示し、その承認を受けた後押印するものとする。

(公印の刷込み)

第6条 公印は、特に必要があると認められるときは、印影を印刷することができるものとする。

附 則

この規程は、平成15年7月1日から施行する。

別表（第2条関係）

公印の種類	ひな形	書体	寸法	備考
会長印	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;"> 栗原地域 合併協議 会長之印 </div>	古印体	正方形 24 mm × 24 mm	

別記様式（第3条関係）

公 印 台 帳

公 印	種 類	用 途
印 影		
公 印 名		
管 理 者		
使用開始年月日	年 月 日	
改刻 廃止 年月日	年 月 日	
改刻 廃止 理 由		
備 考		

報告第9号

栗原地域合併協議会財務規程について

栗原地域合併協議会財務規程を別紙のとおり定めたので報告する。

平成15年7月3日報告

栗原地域合併協議会
会長 菅原郁夫

栗原地域合併協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、栗原地域合併協議会規約第16条の規定に基づき、栗原地域合併協議会の財務に関し必要な事項を定めるものとする。

(歳入歳出予算)

第2条 協議会の予算は、構成する関係町村の負担金、宮城県の交付金その他の収入を歳入とし、協議会の事務に要するすべての経費を歳出とする。

- 2 会長は、毎会計年度予算を調製し、年度開始前に協議会の会議の承認を得なければならない。
- 3 会長は、前項の規定により予算の承認を得たときは、当該予算の写しを速やかに関係町村の長に送付しなければならない。
- 4 協議会の会計年度は、地方公共団体の会計年度による。

(予算の補正)

第3条 会長は、協議会予算に補正の必要が生じた場合、これを調製し、協議会の会議の承認を得なければならない。

- 2 前項の規定により、補正予算が協議会の承認を得たときは、前条第3項の規定を準用する。

(歳入歳出予算の款及び項の区分)

第4条 歳入予算及び歳出予算の款、項及び目の区分は、別表のとおりとする。

- 2 会長は、当該年度において緊急かつ特別な理由があるときは、別表に定める以外の項及び目を定めることができる。

(出納及び現金の保管)

第5条 協議会の出納は、会長が行う。

- 2 協議会に属する現金は、会長が定める金融機関に、これを預け入れなければならない。

(出納員)

第6条 会長は、事務局の職員のうちから出納員を指定することができる。

- 2 出納員は、会長の命を受けて、協議会の出納その他の会計事務を行う。

(予算の流用及び充用)

第7条 会長は、歳出予算の流用をしたとき、又は予備費の充用をしたときは、直近の協議会の会議に報告しなければならない。

(決算等)

第8条 会長は、毎会計年度終了後2ヶ月以内に協議会の決算を調製し、監査委員の監査に付した後、協議会の会議の認定を経なければならない。

2 会長は、前項の規定により、決算が協議会の認定を経たときは、当該決算の写しを関係町村の長に送付しなければならない。

(収入及び支出の手続き)

第9条 協議会の予算に係る収入及び支出の手続きは、別に定める様式によりこれを行うものとする。

2 出納員は、次の各号に定める簿冊を整え、出納の管理を行うものとする。

(1) 予算差引簿

(2) その他必要な簿冊

(その他の財務に関する事項)

第10条 この規程に定めるもののほか、協議会の財務に関し必要な事項は、会長の属する町村の例による。

附 則

この規程は、平成15年7月1日から施行する。ただし、協議会が設けられた年度の予算に関しては、第2条第2項中「年度開始前に」とあるのは、「協議会設立後最初の」と読み替えるものとする。

別表(第4条関係)

歳入予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 負担金	1 負担金	1 負担金
2 県支出金	1 県補助金	1 県補助金
3 繰越金	1 繰越金	1 繰越金
4 諸収入	1 諸収入	1 諸収入

歳出予算の款、項及び目の区分

款	項	目
1 運営費	1 会議費	1 会議費
	2 事務費	1 事務費
2 事業費	1 事業費	1 事業費
3 予備費	1 予備費	1 予備費

報告第10号

栗原地域合併協議会傍聴規程について

栗原地域合併協議会傍聴規程を別紙のとおり定めたので報告する。

平成15年7月3日報告

栗原地域合併協議会
会長 菅原郁夫

栗原地域合併協議会傍聴規程

(趣旨)

第1条 この規程は、栗原地域合併協議会会議運営規程第8条第3項の規定に基づき、栗原地域合併協議会の会議(以下「会議」という。)の傍聴に関し、必要な事項を定めるものとする。

(傍聴席の区分)

第2条 傍聴席は、一般席及び報道関係者席に区分する。

(傍聴人の定員)

第3条 一般席の傍聴人の定員は、会場の規模に応じて調整する。

(傍聴の手続)

第4条 会議を傍聴しようとする者は、傍聴人受付簿(様式第1号)に自己の住所、氏名及び年齢を記入し、事務局より傍聴証(様式第2号)の交付を受けなければならない。

2 傍聴証の交付は、会議開催予定時刻の15分前から先着順に交付する。ただし、会議開催予定時刻の15分前における一般傍聴人の傍聴希望者が前条で定める定員を超えるときは、くじ引きにより一般傍聴人を決するものとする。

3 報道関係者及び関係職員は、係員の指示により傍聴することができる。

(傍聴証の返還)

第5条 傍聴証の交付を受けた者は、退場するときは、これを協議会の事務局に返還しなければならない。

(傍聴の禁止)

第6条 会議を傍聴しようとする者が、次の各号のいずれかに該当する者であるときは、傍聴席への入場を禁止する。

(1) 刃物、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者

(2) 張り紙、ビラ、プラカード、旗、のぼりの類を携帯している者

(3) はち巻、腕章、たすき、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者

(4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、カメラ、映写機の類を携帯している者。
ただし、第8条の規定により、撮影又は録音することについて、会長の許可を得た者を除く。

(5) 笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者

(6) 下駄、木製サンダルの類を履いている者

(7) 酒気を帯びていると認められる者

(8) 異様な服装をしている者

(9) その他会議を妨害するおそれがあると認められる者

2 会長は、必要と認めるときは、会議を傍聴しようとする者に対し、事務局職員をして前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。

- 3 会長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。
- 4 児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(傍聴人の守るべき事項)

第7条 傍聴人は、傍聴席において、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと
- (2) 私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと
- (4) 携帯電話の電源は切ること
- (5) 飲食及び喫煙をしないこと
- (6) みだりに席を離れないこと
- (7) 不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと
- (8) その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしない

(写真、映画等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りでない。

(職員の指示)

第9条 傍聴人は、すべて事務局職員の指示に従わなければならない。

(傍聴人の退場)

第10条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第11条 会長は、傍聴人が前4条の規定に違反したときは、これを制止し、その指示に従わないときは、これを退場させることができる。

2 前項の規定により退場を命ぜられた者は、当日再び会場に入ることはできない。

(委任)

第12条 この規程に定めるもののほか、会議の傍聴に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年7月1日から施行する。

No. _____

傍 聴 証

本証は当日限り有効で、他人に譲渡したり、貸付したりすることはできません。傍聴中は必ず所持しておいて下さい。

なお、お帰りの際は、本証は受付へお返し下さい。

栗原地域合併協議会長 ㊟

（傍聴人の守るべき事項）

- 第7条 傍聴人は、傍聴席において、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。
- （1）会議における言論に対して、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと
 - （2）私語、談笑等会議の妨害になるような行為をしないこと
 - （3）はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げる等示威的行為をしないこと
 - （4）携帯電話の電源は切ること
 - （5）飲食及び喫煙をしないこと
 - （6）みだりに席を離れないこと
 - （7）不体裁な行為又は他人に迷惑となる行為をしないこと
 - （8）その他会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと
- （写真、映画等の撮影及び録音等の禁止）
- 第8条 傍聴人は、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、特に会長の許可を得た場合は、この限りでない。
- （職員の指示）
- 第9条 傍聴人は、すべて事務局職員の指示に従わなければならない。
- （傍聴人の退場）
- 第10条 傍聴人は、会議を公開しない決定があったときは、速やかに退場しなければならない。（違反に対する措置）
- 第11条 会長は、傍聴人が前4条の規定に違反するときは、これを制止し、その指示に従わないときは、これを退場させることができる。
- 2 前項の規定により退場を命ぜられた者は、当日再び会場に入ることはできない。

報告第 1 1 号

栗原地域合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程について

栗原地域合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程を別紙のとおり定めたので報告する。

平成 1 5 年 7 月 3 日報告

栗原地域合併協議会
会長 菅 原 郁 夫

栗原地域合併協議会委員等の報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、栗原地域合併協議会規約第18条第2項の規定に基づき、協議会の委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 協議会の会長、副会長、委員及び監査委員(以下「協議会委員等」という。)の報酬は、日額4,000円とする。ただし、常時勤務に服することを要する地方公務員については、これを支給しない。

(費用弁償の額)

第3条 協議会委員等が協議会の会議に出席したときは、費用弁償として旅費を支給する。ただし、常時勤務に服することを要する地方公務員については、これを支給しない。

2 協議会委員等が協議会の職務を行うために出張したときは、費用弁償として旅費を支給する。

3 前2項に規定する旅費の額は、別表のとおりとする。

4 前3項の規定は、協議会委員等以外の者が協議会の依頼に応じて会議へ出席し、又は出張した場合について準用する。

(委任)

第4条 この規程に定めるもののほか、協議会の委員等の報酬及び費用弁償に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成15年7月1日から施行する。

別表(第3条関係)

区 分	鉄道賃 船 賃 航空賃	車賃(1回× -トにつき)	日当 (1日につき)	宿泊料(1夜につき)	
				県外	県内
協議会委員等	旅客運賃	47円	2,000円	12,000円	11,500円
備 考	1 鉄道賃、車賃のうち、庁用自動車及び借上自動車を使用した区間については、鉄道賃、車賃を支給しない。 2 旅客運賃については、実費額により支給する。 3 旅行先が居住地内町村の場合の車賃については、300円を支給する。				

議案第 1 号

平成 1 5 年度栗原地域合併協議会事業計画について

平成 1 5 年度栗原地域合併協議会事業計画を別紙のとおり定める。

平成 1 5 年 7 月 3 日提出

栗原地域合併協議会
会長 菅 原 郁 夫

平成 1 5 年 7 月 3 日承認

平成 1 5 年度栗原地域合併協議会事業計画

項 目	内 容
合併協定項目の協議・調整	事務事業現況調査に基づき、合併協定項目の内容を検討、調整する。
市町村建設計画の策定	<p>合併町村の施策を総合的かつ効果的に推進するための 市町村建設計画を策定する。（合併特例法第 5 条の規定）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 建設計画及び財政計画の策定 ・ 住民説明会の開催 ・ 市町村建設計画（ダイジェスト版）の発行 ・ 例）まちづくり検討委員会の設置 ・ 例）農業委員会の設置に関する検討委員会の設置 ・ 住民意向調査の実施 ・ 合併フォーラムの開催（ 2 回）
事務事業一元化	<p>各種施策、事務事業等の各町村における相違事項の調査・調整を行い、合併協定項目調整案の取りまとめをする。</p> <p>例規統合整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合併に伴う例規整備を行い、仮例規集を作成する。 <p>電算システム構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 電算システム統一に向けた調査、検討による基本構想の策定を行う。
会議開催	<p>協議会を月 1 ～ 2 回開催する。</p> <p>小委員会を設置した場合は、必要に応じて開催する。</p> <p>附属機関を設置した場合は、必要に応じて開催する。</p> <p>幹事会を随時開催する。</p> <p>専門部会・分科会を随時開催する。</p>
情報提供の実施	<p>協議の内容や進捗状況・協議会の概要・会議の結果等、町村合併に関する情報を積極的に住民へ提供し周知する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 協議会だよりの発行（随時発行） ・ 各町村への掲載依頼 ・ 協議会ホームページの運営

議案第 2 号

平成 1 5 年度栗原地域合併協議会予算について

平成 1 5 年度栗原地域合併協議会予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 2 , 5 0 0 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第 1 表 歳入歳出予算」による。

平成 1 5 年 7 月 3 日提出

栗原地域合併協議会
会長 菅 原 郁 夫

平成 1 5 年 7 月 3 日承認

平成15年度栗原地域合併協議会歳入歳出予算事項別明細書

1. 総括

歳入

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 負担金	50,000	0	50,000
2 県支出金	1,000	0	1,000
4 諸収入	1,500	0	1,500
歳入合計	52,500	0	52,500

歳出

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較	本年度予算額の財源内訳		
				特定財源		一般財源
				国県支出金	その他	
1 運営費	22,309	0	22,309	200		22,109
2 事業費	29,691	0	29,691	800		28,891
3 予備費	500	0	500			500
歳出合計	52,500	0	52,500	1,000		51,500

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 負 担 金		50,000
	1 負 担 金	50,000
2 県 支 出 金		1,000
	1 県 補 助 金	1,000
4 諸 収 入		1,500
	1 諸 収 入	1,500
歳 入	合 計	52,500

歳 出 (単位：千円)

款	項	金 額
1 運 営 費		22,309
	1 会 議 費	7,860
	2 事 務 費	14,449
2 事 業 費		29,691
	1 事 業 費	29,691
3 予 備 費		500
	1 予 備 費	500
歳 出	合 計	52,500

2. 歳入

1 款 負担金

1 項 負担金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 負担金	50,000	0	50,000	1 負担金	50,000	関係町村負担金(合併準備補助金) 5,000千円×10町村
計	50,000	0	50,000		50,000	

2 款 県支出金

1 項 県補助金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 県補助金	1,000	0	1,000	1 県交付金	1,000	みやぎ新しいまち・未来づくり交付金
計	1,000	0	1,000		1,000	

4 款 諸収入

1 項 諸収入

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 諸収入	1,500	0	1,500	1 雑収入	1,500	栗原地域合併推進協議会剰余金
計	1,500	0	1,500		1,500	

3. 歳 出

1 款 運 営 費

1 項 会 議 費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度予算額の財源内訳			節		説 明	
				特 定 財 源		一般財源	区 分	金 額		
				国県支出金	その他					
1 会 議 費	7,860	0	7,860	200		7,660	1 報 酬	4,096	委員等報酬	
							9 旅 費	2,256	費用弁償 普通旅費	1,536 720
							11 需 用 費	461	食糧費	461
							13 委 託 料	662	会議録作成委託料	
							14 使用料及び 賃借料	385	会場借上料等	
計	7,860	0	7,860	200		7,660		7,860		

1 款 運 営 費

2 項 事 務 費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度予算額の財源内訳			節		説明	
				特定財源		一般財源	区分	金額		
				国県支出金	その他					
1 事務費	14,449	0	14,449			14,449	3 職員手当等	810	時間外勤務手当等	
							4 共 済 費	129	臨時職員社会保険料等	
							7 賃 金	1,139	臨時職員賃金	
							9 旅 費	1,361	普通旅費	1,361
							11 需 用 費	4,403	消耗品費	3,176
									燃料費	347
									食糧費	53
									印刷製本費	234
									光熱水費 修繕料	435 158
							12 役 務 費	718	通信運搬費	
14 使用料及び 賃 借 料	3,956	事務機器類賃借料	3,839							
		高速道路通行料	117							
18 備品購入費	1,213	会長公印	13							
		事務用什器類 室内用備品類	517 683							
19 負担金、補助 及び交付金	720	庁舎管理費負担金								
計	14,449	0	14,449			14,449		14,449		

2 款 事 業 費

1 項 事 業 費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度予算額の財源内訳			節		説明
				特定財源		一般財源	区分	金額	
				国県支出金	その他				
1 事業費	29,691	0	29,691	800		28,891	1 報酬	1,020	附属機関委員等報酬
							8 報償費	1,929	講師等謝礼 1,110 各種報償品代 819
							9 旅費	529	費用弁償 383 普通旅費 146
							11 需用費	11,733	消耗品費 788 食糧費 156 印刷製本費 10,789
							13 委託料	14,175	まちづくり住民意向調査集計・分析業務委託料 2,520 市町村建設計画策定支援業務委託料 6,825 例規統合整備支援業務委託料 2,100 ホームページ作成管理委託料 1,680 電算システム統合調査業務委託料 1,050
							14 使用料及び賃借料	305	会場借上料等
							計	29,691	0

3 款 予 備 費

1 項 予 備 費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度予算額の財源内訳			節		説 明
				特 定 財 源		一般財源	区分	金額	
				国県支出金	その他				
1 予 備 費	500	0	500			500			
計	500	0	500			500			

栗原地域合併協議会委員

役職	氏名	区分	備考
1 会長	すが わら いく お夫 菅 原 郁 夫	第7条第1項第1号	若柳町長
2 副会長	ち ば のり お穂 千 葉 徳 穂	〃	築館町長
3 〃	さ さ き こう いち 佐々木 幸 一	第7条第1項第2号	瀬峰町議会議長
4 委員	おお せき けん いち 大 関 健 一	第7条第1項第1号	栗駒町長
5 〃	なか はま つぎ お男 中 嶋 次 男	〃	高清水町長
6 〃	さ とう か しゅう じろう 佐 藤 覚 次郎	〃	一迫町長
7 〃	やま た えつ ろう 山 田 悦 郎	〃	瀬峰町長
8 〃	くず おか げ とし 利 葛 岡 重 利	〃	鶯沢町長
9 〃	さ とう こ や た 佐 藤 小 弥 太	〃	金成町長
10 〃	か の せい いち 鹿 野 清 一	〃	志波姫町長
11 〃	さ とう ち あき 佐 藤 千 昭	〃	花山村長
12 〃	すず き まる 鈴 木 守	第7条第1項第2号	築館町議会議長
13 〃	さ とう ひら よし 佐 藤 平 義	〃	若柳町議会議長
14 〃	ち ば ひさし 千 葉 久	〃	栗駒町議会議長
15 〃	だ さい とし お夫 太 齋 俊 夫	〃	高清水町議会議長
16 〃	さ とう げ よし 佐 藤 重 美	〃	一迫町議会議長
17 〃	おお うち あきら 大 内 朗	〃	鶯沢町議会議長
18 〃	こ いわ せい じ 小 岩 誠 二	〃	金成町議会議長
19 〃	すが わら たすく 菅 原 佑	〃	志波姫町議会議長
20 〃	ちゅう ぼち たい いち 中 鉢 泰 一	〃	花山村議会議長
21 〃	いし かわ しょう うん 石 川 正 運	〃	築館町議会議員
22 〃	たか はし よし お雄 高 橋 義 雄	〃	若柳町議会副議長
23 〃	ち ば こ ろう 千 葉 伍 郎	〃	栗駒町議会議員
24 〃	さ とう ゆき お生 佐 藤 幸 生	〃	高清水町議会議員
25 〃	たか はし きゅう こ 高 橋 久 伍	〃	一迫町議会議員
26 〃	さ さ き ゆき お男 佐々木 幸 男	〃	瀬峰町議会副議長
27 〃	すが わら み の る 菅 原 登	〃	鶯沢町議会副議長

栗原地域合併協議会委員

	役 職	氏 名	区 分	備 考
28	委 員	たか はし みつ はる 高 橋 光 治	第 7 条 第 1 項 第 2 号	金成町議会議員
29	”	えん どう みのる 遠 藤 實	”	志波姫町議会副議長
30	”	も いずみ ふみ お 茂 泉 文 男	”	花山村議会議員
31	”	はせがわ あつ こ 長谷川 厚 子	第 7 条 第 1 項 第 3 号	学識経験委員（築館町）
32	”	しろ とり ひで とし 白 鳥 英 敏	”	”
33	”	み うら てつ や 三 浦 徹 也	”	学識経験委員（若柳町）
34	”	なか しま た いち 中 嶋 太 一	”	”
35	”	たか はし のぶ ゆき 高 橋 伸 幸	”	学識経験委員（栗駒町）
36	”	さ とう た え こ 佐 藤 多 恵 子	”	”
37	”	たけ た まさ みち 武 田 正 道	”	学識経験委員（高清水町）
38	”	えび た けい こ 海老田 慶 子	”	”
39	”	しろ とり ふみ お 白 鳥 文 雄	”	学識経験委員（一迫町）
40	”	やま むら きく お 山 村 喜 久 夫	”	”
41	”	さ さ き あき お 佐 々 木 昭 雄	”	学識経験委員（瀬峰町）
42	”	つ とう くに お 津 藤 國 男	”	”
43	”	す どう しげる 須 藤 茂	”	学識経験委員（鶯沢町）
44	”	い とう たけ し 伊 藤 竹 志	”	”
45	”	こ とう かず ひろ 後 藤 和 廣	”	学識経験委員（金成町）
46	”	い い だ あきら 飯 田 明	”	”
47	”	しろ とり かず ひこ 白 鳥 一 彦	”	学識経験委員（志波姫町）
48	”	ち ば かず え 千 葉 和 恵	”	”
49	”	なか しょう ひこ と 中 條 彦 登	”	学識経験委員（花山村）
50	”	さ とう とし ろう 佐 藤 利 郎	”	”
51	”	ふじ はし しゅん ご 藤 橋 俊 五	”	宮城県築館地方県事務所長
52	”	すず き くに お 鈴 木 国 雄	”	宮城県総務部副参事

1	監査委員	すが わら だ い お 菅 原 貞 夫	第 1 7 条 第 1 項	金成町代表監査委員
2	”	すが わら まさ あき 菅 原 正 晃	”	若柳町代表監査委員

栗原地域合併協議会事務局職員名簿

平成15年12月1日現在

NO.	職名	氏名	町村名	備考
1	事務局長	すずき まさし 鈴木正志	築館町	
2	次長(総務担当)	あべ たかお 阿部貴夫	宮城県	
3	次長(計画担当)	にかいどう ひでき 二階堂秀紀	若柳町	
4	次長(調整担当)	ちば ひろふみ 千葉浩文	一迫町	
5	次長(調整担当)	にごり めま いち 濁沼栄一	栗駒町	
6	総務第1班長	ちば まさき 千葉雅樹	瀬峰町	
7	" 班員	たけだ りきお 武田利喜夫	高清水町	
8	総務第2班長	おの せ ひろ 小野寺世洋	志波姫町	
9	" 班員	ささき たかのり 佐々木貴徳	花山村	
10	" 班員	いとう だいすけ 伊藤大輔	築館町	
11	計画第1班長	たか はし まさよし 高橋正淑	金成町	
12	" 班員	ちば つねお 千葉恒男	栗駒町	
13	" 班員	たか はし かずと 高橋一人	一迫町	
14	計画第2班長	すが わら あきのり 菅原昭憲	若柳町	
15	" 班員	おお うち まさゆき 大内正幸	鶯沢町	
16	" 班員	すが わら いきお 菅原功	花山村	
17	" 班員	まつ た みつよし 松田光由	一迫町	
18	調整第1班長	すずき ひでひろ 鈴木秀博	鶯沢町	
19	" 班員	ちば かずよし 千葉和義	金成町	
20	" 班員	お やま まさのり 小山雅規	築館町	
21	" 班員	かた くら しげる 片倉茂	瀬峰町	
22	調整第2班長	おの けい いち 小野寺桂一	高清水町	
23	" 班員	にかいどう けん 二階堂賢	若柳町	
24	" 班員	たか はし よしみち 高橋良通	志波姫町	
25	" 班員	くり はら さとし 栗原聡	栗駒町	
26	臨時職員	ちば えつこ 千葉英津子	鶯沢町	

栗原地域合併協議会事務局体制

平成15年12月1日現在
(25人体制)

